

コスト指標作成団体に係るQ&A

項目	質問等	回答
まずははじめに		
1 申請者	指定品目の飲食料品等事業者等であれば、コスト指標作成団体の申請者になれるか。	申請者は法人（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものを含む。）である必要があるほか、以下に例示する認定要件を満たす必要があります。なお、具体的に議論、検討を進めて行くに当たっては、コスト指標の作成に必要な参画者やデータの活用などについて事前の相談を行うなど農林水産省の品目担当部局の理解・協力が必要であるため、まずは農林水産省にご相談ください。 (1) 申請書、業務規程の内容が次の基準に適合すること。 ① 基本方針に照らし適切であること。 ② 法令に違反しないこと。 (2) 業務規程の内容が次の基準に適合すること。 ① 持続的な供給に要する費用の明確化に資するものであること。 ② 生産、製造、加工、流通又は販売の各段階（品目の事情に応じて必要な各段階）を代表する者を参画させること。 (3) 業務を行う知識・能力・経理的基礎を有すること。
2 申請者	既存の団体でもコスト指標作成団体になれるか。	
3 申請者	新規に設立した団体でもコスト指標作成団体になれるか。	
4 申請者	既にコスト指標作成団体が認定されている指定品目に対して、別の団体がコスト指標作成団体として認定の申請を行うことは可能か。	
5 申請	申請書はどこに提出すればよいか。	農林水産省新事業・食品産業部食料システム連携推進室にご提出ください。なお、提出方法については、同室までお問い合わせください。
申請手続について		
6 業務規程	必要な事項が記載されていれば、既存の定款や規程等をもって、コスト指標作成に関する業務規程としてよいか。その場合、法律上の指標作成等業務（法第42条第1項各号）以外についても記載したままでよいか。	既存の定款や規程等に必要事項が全て記載されている場合は、それらを業務規程として申請することも可能です。なお、法律上の指標作成等業務以外の記載がある場合は、該当部分を明記するようにしてください。
7 添付書類	定款に代わる書面とは、定款に準ずる書類であればよいか。	定款に準ずる書類は、法人ではない団体が申請を行う場合に提出を求めるものです。特定の様式はありませんが、団体の目的、構成員、運営方法を記載した団体の規約をご提出ください。
8 添付書類	申請書に記載する「5 構成員等」と添付書類として求められている「指標の作成に参画する者の代表する段階、氏名及び所属する団体を記載した書類」は、どのように異なるか。	申請書に記載する「5 構成員等」には、コスト指標作成団体の構成員となる指定飲食料品等事業者等又は団体の名称と代表者名をご記入ください。 添付書類でご提出いただく「指標の作成に参画する者の代表する段階、氏名及び所属する団体を記載した書類」には、実際にコスト指標の作成に参画する者の氏名等をご記載の上提出いただくものです（様式自由）。
9 作成	コスト指標作成団体が複数の指定品目のコスト指標を作成することは可能か。	コスト指標作成団体が複数の指定品目のコスト指標を作成することは可能です（例えば1つのコスト指標作成団体が豆腐・納豆のコスト指標を作成する等）。 ただし、コスト指標作成団体は、申請書にどの指定品目のコスト指標を作成するかを記載することとなっており、この認定を受けた指定品目以外のコスト指標を作成することはできません。追加で指定品目のコスト指標を作成する場合は、変更の認定を受ける必要があります。
10 作成	公的統計や公表資料などからデータが得られなかった場合は、どのようにして情報を集めればよいか。	認定指標作成等団体が調査方法を明らかにするなど公正かつ信頼できる方法により適切にデータを収集することが考えられます。
11 作成	公的統計を活用すれば、品目の事情等により、推計を行った上でコスト指標を算出することは可能か。	基本方針第3の3③に記載のとおり、コスト指標の作成に当たっては客観性が担保される必要があるため、推計を行う場合は、その方法について詳細を明らかにする必要があります。なお、明らかに恣意的な方法を行っているなど推計の方法によっては、認められない場合があります。
12 認定要件	コスト指標の作成等を適正かつ確実に行うに足りる経理的基礎を有するものであること（法第42条第4項第4項）とはどのようなことか。	「経理的基礎を有する」とは、コスト指標作成業務を継続的・安定的に遂行できる財務基盤と経理体制があることです。効率的な業務の運営等を予定している場合など、財務基盤を必ずしも必要としない場合もあります。
13 認定要件	コスト指標の作成に参画することを希望する者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと（施行規則第30条第1号）とあるが、例えば、参画者の条件を生産から販売までの各段階を代表する者に限定する場合は、不当な差別的取扱いに当たるのか。	品目ごとの事情により、コスト指標作成に係る議論を円滑に進めるため、業務規程において参画に当たっての条件を定めることは不当な差別的取扱いに当たりません。
14 認定要件	コスト指標の作成に参画する者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと（施行規則第30条第2号）とはどのようなことか。	コスト指標の作成に参画する者に対して、例えば特定の段階の者だけにコスト指標の検討のために必要な情報を与えない等、差別的な取り扱いをしてはいけません。
15 認定要件	コスト指標作成団体の役職員及びコスト指標の作成に参画する者の秘密保持義務の履行に係る必要かつ適切な措置を講じていること（施行規則第30条第3号及び第4号）とはどのようなことか。	コスト指標作成団体の役職員及びコスト指標の作成に参画する者が、業務上知り得た秘密を漏洩してはならないことが、業務規程上記載されており、そのための具体的な措置（情報の管理制度、研修等）が講じられていることが必要です。
16 変更の認定	認定を受けた後、申請書類の情報に変更が生じた場合はどのようにすればよいか。	以下の事項を変更しようとするときは、軽微な変更として届出をしてください。それ以外の変更については、変更の認定の申請をしてください。 ① 認定指標作成等団体の名称及び住所並びに代表者の氏名 ② 指標作成等業務の運営に必要な資金の確保に関する事項 ③ 申請者を組織する指定飲食料品等事業者等又は団体に関する事項 ④ 業務規程（業務規程に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更に限る。）
17 公表	コスト指標の公表はどのように行えばよいか。	例えば、コスト指標作成団体のHPや、コスト指標作成団体の構成員のHPで公表していただくことなどが想定されます。
18 公表	コスト指標について、消費者が生産から販売までに要する費用を容易に認識できるような効果的な情報提供とはどのようなイメージか。	基準年と直近年の変動率を示すだけではなく、各段階でどれくらいのコストがかかっているのか具体的なイメージが持てるようにコスト指標を原則として実数で示すことなどが想定されます。
19 公表	指定飲食料品等の特性や背景事情をわかりやすく伝える（持続的な供給の必要性及びコスト指標に対する理解の増進に資するために必要な情報提供）とはどのようなイメージか。	例えば、コスト指標の公表と合わせて、品目の事情に応じた生産から販売までの各段階の果たす役割やコスト構造等を公表していただくことなどが想定されます。